

相続で困らないための対策 エンディングノートと遺言書のすすめ

高齢化社会を迎え相続トラブルも増える中、2018年に民法の一部である相続法が改正されました。終活に関心はあるけれど、何から始めればよいかわからないという声も聞きます。そこで今年10月に、弁護士の本田桂子氏をお招きして連続講座「エンディングノートと遺言書のすすめ」を開催しました。好評だった講座のなかから知っておきたいポイントをご紹介します。

エンディングノートと遺言書の違い

エンディングノートとは、もしもの時に、家族やまわりの人に伝えたいことを記入しておくノートのことです。介護や葬儀の希望、財産の一覧表、家族へのメッセージなどを自由に書くことができます。

これに対して遺言書は、誰にどの財産を相続させるかを指定するものです。書き方は法律で定められていて、相続人に強制力（法的効力）を持たせられるのがエンディングノートとの大きな違いです。遺産相続について強制力を持たせたいなら、エンディングノートとは別に遺言書を作る必要があります。

法改正で自筆証書遺言の作成が容易に

遺言書には、公正証書遺言と自筆証書遺言があります。**公正証書遺言**は、公証役場で公証人に作成してもらうものです。数万円程度の手数料がかかりますが、相続発生後すぐに相続手続きができ、有効性をめぐって争いになりにくいという利点があります。

自筆証書遺言は、従来は全文を自筆で書き、署名押印して自分で保管するものでした。今年1月に相続法が改正され、作成しやすくなりました。

相続法の主な改正点

主な改正点は二つあります。一つめは、これまで全て手書きしなければならなかった財産目録が、パソコン作成・印字可能になりました。併せて不動産の登記事項証明書（法務局で取得）や預貯金通帳のコピーの添付も認められるようになりました。特に複数の不動産を所有している人には、遺言書作成の負担が軽減されることになりました。

二つめは、これまで自宅などで保管されていた自筆証書遺言を法務局で保管してもらえるようになります（2020年7月10日から）。その際、遺言書は封筒に

入れず、様式ミスがないか係官のチェックを受け、手数料を支払います。通常の自筆証書遺言と異なり、家族が相続手続きをする際、家庭裁判所で遺言書の現状を確認する検認手続きをする必要がありません。

自筆証書遺言の作成例

遺言書

遺言者目黒太郎は、遺言者の所有する別紙目録一及び二記載の不動産を遺言者の長男目黒一郎に相続させる。

令和元年12月1日

住所
目黒太郎 印

別紙目録

- 一 土地
所在 ……
地番 ……
地目 ……
地積 ……
- 二 建物
所在 ……
家屋番号 ……
種類 ……
構造 ……
床面積 ……

目黒太郎 印

※斜体部分は手書き文字

目黒公証役場（目黒駅西口から恵比寿方向へ徒歩3分）
所在地：品川区上大崎2-17-5 デルダンビル5F
電話：03(3494)8040

その他の相続法の改正点

①遺言書があっても登記が優先に

自筆証書遺言が作りやすくなった反面、遺言書の効力を弱める改正もされています。たとえば、父親が「土地を長男Aに相続させる」と遺言して亡くなった後に、次男Bが勝手に法定相続分に応じた土地の持ち分を登記して知人Cに売却した場合、これまでなら長男Aは遺言書通りの権利を主張できました。しかし法改正後は、長男Aと知人Cのうち先に登記した方が優先されます。今後は相続発生後、遺言書があっても速やかに相続登記する必要があります。

②遺留分をお金で請求できるように

「全財産を第三者に遺贈する」など、相続人の遺留分（最低限残される権利）を侵害する遺言があった場合、これまで相続人が第三者に遺留分減殺請求をすれば、財産は共有関係になりました。改正後は遺留分侵害額に相当する金銭を請求する方法に変わりました。

③預貯金の払い戻し制度の創設

今までは被相続人の預貯金の払い戻しには相続人全員の同意が必要でしたが、金融機関ごとに相続人単独で150万円まで引き出せるようになりました。今後は葬儀代や入院費の支払いに役立ちそうです。

④配偶者居住権の新設

たとえば夫所有の家に住んでいた妻は、夫亡き後も、生涯無償で住み続けることが可能になります（登記が必要。2020年4月1日より）。これにより、自宅以外の財産を相続しやすくなります。

こんな人はぜひ遺言書を作って

「うちは財産といっても、自宅と預貯金ぐらいだし、

子どもたちも仲がいいから遺言書なんていらない」と思う人は多いようです。しかし財産の大半が不動産であれば公平に分けられないため、財産の多寡や家族仲の良し悪しにかかわらずトラブルになりがちです。特に相続人が高齢や認知症であったり、海外に住んでいるなどの事情がある場合、相続手続きが煩雑になり時間がかかりますが、遺言書があれば相続手続きの負担を大幅に減らせます。次のような人も、遺言書を作る必要性が高いでしょう。

- ・子どものいない夫婦
- ・入籍していない夫婦
- ・独身で子どもがいない人
- ・事業を営んでいる人
- ・二世帯住宅の土地、建物のいずれかが共有の人



遺言書以外の方法も検討を

亡くなるまでの財産管理をしっかりとしていないと、詐欺などで相続発生時に財産が目減りしていても限りません。将来寝たきりや認知症になっても大丈夫なように、信頼できる人を任意後見人などにして財産管理をしてもらえるよう検討しましょう。また、賃貸不動産を所有している場合、元気なうちに子どもに財産を管理してもらうよう信託契約を結んでおくと、親が認知症になっても大規模修繕や建替に支障がなく、死後はスムーズに財産を引き継ぎます。

まとめ

うちは大丈夫と安易に考えず、早めに余裕をもって対策を始めることが相続対策の一番のポイントです。ぜひ年末年始、家族が集まる機会に話し合ってみてはいかがでしょうか。

相続トラブルは誰に相談すればいいの？

相談先	内容	こんな場合に向く
弁護士	争いのある遺産相続、遺言書・後見・信託などの書類作成、相続人の廃除・認知、遺言執行者など	法的に問題のない遺言書等を作成したい、遺産相続でトラブルになったので訴訟をしたい等
税理士	相続税の申告、生前贈与の相談など	生前贈与の具体的な方法を知りたい、相続税対策をしたい等
司法書士	不動産登記、成年後見など	不動産の名義変更、財産管理や任意後見の相談等
行政書士	争いのない相続手続き、遺言書の作成など	相続人が高齢や多忙で相続手続きの時間がとれない、単純な内容の遺言書を作りたい
公証人	公正証書の作成（遺言書・後見・財産管理・尊厳死宣言、死後事務委任、信託など）	公正証書を作成したい（具体的な内容を決めて相談に行く。相談は無料）

❖目黒区社会福祉協議会 権利擁護センター「めぐろ」でも相続・遺言についての相談ができます。
所在地：目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎別館1階 電話：03(5768)3964